

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月3日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第27号

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例

秋田市介護保険条例（平成12年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第19項中「ものを除く。）」の次に「および令和4年度以前の年度分の保険料であって令和5年4月1日から規則で定める日までの間に納期限が定められているもの（同月1日前に第一号被保険者の資格を取得したこと等により同日以降に納期限が定められているものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の秋田市介護保険条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。